

第6回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会 議事録

日 時：平成25年12月19日（木）午後1時30分～午後3時02分

場 所：松阪市福祉会館 2階大会議室

出席委員：伊藤義信、上田美菜、大西佐代子、落合泰子、亀井美香、河原洋紀、
酒徳和夫、佐藤祐司、瀬田正子、竹内房生、竹林文平、中川義文、
中村麻貴、八田久子、平井 香、安田尚樹、小阪久実子、森本義次

欠席委員：岡山千香子、世古佳清、谷口理恵、堤 康雄、中沢 薫、二井英二、
深川誠子、加藤義明、中田雅喜、山路 茂

事務局：中島秀雄、南野忠夫、水本恵美、岡田良和、丸口典子、梶 辰輔、
世古元志、永田まち子、村田秀美、西嶋秀喜、青木覚司

傍 聴 者：なし

《事 項》

(1) 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申書の最終修正について

・資料1 検討事項V 答申案の修正について

・資料2 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画（最終案）

・（参考資料1）第4回委員会資料 松阪市療育施設整備事業に関する答申書（案）

・（参考資料2）第5回委員会資料 資料4（答申案 修正部分のみ）

・追加資料

検討事項V.「松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申（案）」の修正について（第二次）

・追加資料

新療育施設整備事業に関する基本計画 第二次修正後 最終案

(2) 施設整備についての今後の進め方について（報告）・・・資料なし

(3) その他事項

①答申の市長提出

日時：平成25年12月26日（木）午後1時30分～

場所：市長応接室 出席：委員長・副委員長

《内 容》

【事務局】

それでは、時間となりましたので第6回松阪市障がい児療育施設整備検討委員会を開催いたします。進行を勤めます家庭児童支援課の南野でございます。よろしくお願ひ致します。委員会規則によりまして、本日の出席定数を満たしていますので報告いたします。また、審議会等の公開の原則に従いまして、進めてまいりますのでご了承下さい。今のところ傍聴の方はおみえになっていません。傍聴について、事前にお聞きしておりませんので本日は、ないかと思ひます。

本日の資料を事前に配布させて頂いておりますが、今日お配りしました追加資料が2つございまして、ご確認をさせていただきます。まず、本日の会議の事項書、それから検討事項5、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申（案）の修正について、そ

れから、その修正を含めた最終案という基本計画というタイトルの修正案、次に参考資料として、第4回の委員会の時にお配りさせていただきました答申書案、それから第5回の検討委員会のときに答申案の修正を部分的にお示しさせて頂いたものを事前に配布させて頂きました。

今回、今日、さらに字句の関係で、修正を行う必要があると考えられる部分を追加で修正する案として、第二次修正として示させていただきました。それから、それに基づく、第二次の修正後の修正案としての基本計画を示させて頂きました資料を追加させていただきました。本日の資料は、以上のとおりです。

では、委員会規則に基づきまして、委員長に議長をお願いし、進行をお願いします。

【委員長】

皆さん、改めましてこんにちは。師走に入りまして、ご多忙のところご参集をいただきまして、ありがとうございます。本検討委員会も回を重ねまして、第6回、今回が最終の委員会ということになります。今日一番最後に、事務局から案内があろうかと思いますが、市長さんへの答申といいましょうか、基本計画をお渡しすることになりますけれども、それに向けた最後の検討をよろしくお願い致します。

本日付け加えられました資料もありますけれども、事前に前回の議事録をはじめ、さまざまな資料は、委員の皆さんにお送りしてあったわけですので、そちらの方には、お目通しの上、本日お越しいただいているものとして、議事を進めさせていただきます。

では、まず、お手元の事項（1）となりますけれども、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申書の最終修正について、事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

それでは、お手元の資料、検討事項Vの資料を宜しく申し上げます。これまで、第5回までの検討委員会で協議をいただいた内容を網羅し、答申案として整理をされたものでございますが、それを含めて、第4回の検討委員会での答申書案と併せて修正をしていきたいということで、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目の表紙のタイトルでございますが、これまで、答申という言葉を使っておりましたが、これを基本計画という位置づけにさらにグレードアップをしていきたいと、確か、前回の検討委員会の中で、協議経過を踏まえて、このタイトルについて、皆さんにお考えをいただきたいと委員長の言葉があったと思いますが、事務局としても、基本計画という位置づけのほうがいいのかなと、ご提案をさせていただきます。

《検討事項V、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申（案）の修正についてを資料として、変更点を説明する》

[参考資料]

- ・資料2 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画（最終案）
- ・（参考資料1）松阪市療育施設整備事業に関する答申書（案）
- ・（参考資料2）資料4（答申案 修正部分のみ）

《追加資料 松阪市障がい児療育施設整備事業に関する答申（案）の修正について（第二次）を資料として、変更点を説明する》

- ・新療育施設整備事業に関する基本計画 第二次修正後 最終案

以上のとおり、こちらの準備不足で、今日追加資料として出させて頂きました。それを、第二次修正後として最終の基本計画案を提示させていただきました。ただ、これは、まだ、てにをはの部分での誤りがあつたりと、再度の訂正が必要と思われる部分もございますので、そういったてにをはの部分の変更について、一任いただければ、事務局のほうで変更をさせていただきたいと考えています。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。今、事項の1番に関しまして、検討事項V及びその追加資料をもとに、最終的な答申書と申しますか、基本計画書に関する修正箇所の説明をしていただきました。基本的には、答申書を基本計画という名前に改めるということに加えて、細かな点も含めて、検討事項Vのほうでは、修正案を提案して頂きました。検討事項Vの追加資料については、基本的にてにをはの修正であるということでした。その中でまず、いくつかご検討をいただきたいことがあるのですが、まず、1番目として、事務局から答申書を基本計画に改めるという提案がなされたわけですが、これについては事務局からも触れていただきましたが、委員の皆さんに、もし良案があれば委員の皆様方に考えて頂きたいということをお願いをしていたわけで、何か良い案があれば、この基本計画に変わるものとして、ご意見をいただきたいと思います。それから検討事項Vの21頁、施設の駐車場に関する部分ですけれども、こちらのほうに括弧書きで、屋根は自動車10台程度がというくだりがありますけれども、これが解りにくくないか、つまり、委員の皆様にご審議をいただく中で、およそ得られたであろうコンセンサスに合致したものであるかについて、もしご意見があればいただきたいと思います。こういったところが、今事務局から説明がありました最終的な答申案の修正事項であるわけですけれども、今の話、あるいは、事前に送られたこの答申書をご覧になって、何かご質問ご意見があればいただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

基本的には今まで5回に亘る審議、検討の場において、出された提案につきまして検討された内容が反映されているものと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【委員】

愚問かも知れませんが、18歳以上の児童という表現がありますが、いいのですか。

【委員長】

はい、ありがとうございます。その件につきましては、2回ほど前の委員会において、話が出ておまして、どこか今、直ちには申し上げられませんが、副委員長からこういう表記は如何かのご提案をいただいた箇所があったと思っておりますが、事務局、よろしいですか。

【事務局】

〇〇委員からご指摘を頂きました件につきまして、18歳以上の児童という表記はどうかということにつきましては、確か第3回、第4回の検討委員会において、かなりご議論を頂いたかと記憶をしていますが、表記については、最終案の中の9ページの部分で、相談支援事業で、ここで18歳以降の支援を継続的にしていきたいという記

述をするにあたって、当初の案では、18歳以上の児童という表記がされていたと思いますが、それに対する議論でありましたが、今回の最終案では、18歳以後の継続的支援という、確か副委員長の提案で、こうしたら、というご提案をいただき、それに従って修正をしたと思います。当然それに従って、18歳に到達したという表現を使ったり、18歳を超える障がい児等という表現にしました。このへんが非常に苦しい表現となっていると思っています。

【委員長】

この件に関しましては、別な委員の方から障害者手帳を持つものというような表記にしては如何かというご提案もあったかと思いますが、手帳の所持というものを、用件としてしまうと良くないのではないかということで、事務局としては、安田副委員長から提案のありました18歳以降の継続した支援という表現を採用しているわけですが、今の回答で〇〇委員よろしいでしょうか。

【委員】

先ほどの中にも、18歳を超えた障がい児等という表現がありましたね。18歳を超えて、障がい児の児が使えるのですか。

【委員長】

はい、ありがとうございます。この点、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

なかなか難しいのですが、18歳を超えた障がい児者については、という表現もどうかかと、今、思っているのですが、必ず障がい児でなくてはならないという根拠はどこにもないので、前提として障がい児施設であるということから、障がい児という言葉をつかっているのですが、者のほうが適切であるという判断をいただければ、そのように変更をしていきたいと思っています。最終的に宜しくお願い致します。

【委員長】

ありがとうございます。今、児を者に改めるというのも一つの考え方であるというお話がありましたし、あるいは、障がいのある者という表現もあるのかなと思いますけれども、確かに、〇〇委員ご指摘のとおり、児童の定義というのは、明確にあるわけですので、そのへんは使い分ける必要があるのかなと思いますけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。

【委員】

この記述は、今通所している人に対する記述ですので、このまま児童でいいのではないかと思います。18歳に到達した通所利用児童と書いてあるので、今現在通所していて、現に通所している児童が、大人になるまでの記述だと思いますので、このままでいいのではないのかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。おそらく〇〇委員がご指摘のあった部分というのは、その4

行下にある18歳を超える障がい児等については、という部分のことだと思っておりますけれども、確かに、〇〇委員のおっしゃられる部分は、この表現でいいと思いますが、その4行下の部分ですが。

【委員】

〇〇委員の言われたとおりだと思っておりますが、通所して18歳を超えた場合には、という表現では、どうでしょうか。障がい児等とかを入れずに、年齢が18歳を超えた場合には、必要に応じて本人又はその家族の同意を得て、というのではどうでしょうか。

【委員長】

ありがとうございます。新たな提案をしていただきましたけれども、一つ事務局に確認をしたいのですけれども、この児童という言葉と、18歳を超えるということで、ある種言葉として矛盾することについては、9ページ6の部分だけと考えてよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、そのとおりです。この部分だけです。

【委員長】

はい、ありがとうございます。そうしますと問題は、このウの4行目だけということになります。ですから、他の場所を見て整合性をとるということはないわけですよ。

【副委員長】

これは国語の問題だと思いますので、差し障りのないように、字句を移動させてみてはどうでしょうか。例えば、かつての松阪市療育センターあるいは新療育施設を利用して障がい児等が18歳を超え、必要に応じて本人又はあるいは、というような内容にしてしまえば、18歳以上の人を総称していないこととなりますから、今のご質問のようなことがないように変えられると思います。あとは、文言を事務局のほうで辻褄が合うように変えてもらったらいいと思います。障がい児者という言葉は確かにありまして、私が囑託医をしているところは、肢体不自由障害児者施設ということになっていて、18歳以上の方は、者という言い方を行政のほうはしますが、ここは所謂18歳未満の人を主にして立ち上げる施設ですので、そこまでの配慮をしますと、他のところへも波及する可能性がありますので、一応、出てくる言葉は、障がい児という言葉で統一しておいたほうが、あとが良さそうな気がするものですから、そのひかかる部分がかつて障がい児であったというような表現に変えて頂いて、文章を繋いで頂いたらどうでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。今、別の提案があったわけですが、問題となるのは、今見ていただいている9ページのウの4行目だけということになります。今、いくつかのご提案がございましたけれども、おそらくは全ての委員の方が了解をされ、そのようにした方が良く思われている事柄でありますので、実際にどのようにした方がよいということについては、今、いただいたご提案を元に、事務局より今後のてにをはを含めた微調整もあるということですので、それと併せて修正をしていただくという

ことで、よろしいでしょうか。

【委員】

《全員 頷く》

はい、ありがとうございました。それでは、他に最終案につきまして、他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

【委員】

一点お願いを致します。今日頂いた修正の第二次の資料で最後のほうで、設計等に対する本検討委員会の関係のところ、修正前は、本検討委員会の開催をお願いしたい。となっておりましたのが、今回の修正で、開催する。ということに断言をする形になっていますが、もちろん断言するということは、もちろん積極的な方向でそれはそれでいいのですけれども、行政についてよく解らないので、間違ったことを申し上げるかもしれませんが、市長に基本計画を答申する場合に、委員会の継続した存続について、開催するということは言うわけですから、検討委員会の開催をお願いしたい。とお願いするというほうがいいのではないかと思うのです。

企業人としての立場から考えますのに、会社の中で重要なプロジェクトを作って、その案を社長に答申をする、そうした場合に、その内容がきちんと反映されて実行されているか。私たちは後までその委員会を開催しまして、チェックしますよと、こう言っているのと置き換えたら同じなわけですよ。そのあたりは、企業と同じなのですよ。従って、ここのところは、そういったことをプロジェクトの関係者が申し上げると、おいおい、ちょっと待てよ、そこまで言うなよと、なるのではと懸念しますので、私は、市長に答申をする基本計画としては、今後もこの委員会の開催をお願いしたい。というほうが、やわらかいと申しますか、やはり、いいのではないのかなど。開催すると決め付けて答申するよりも、そんな気がしました。前の委員会でそのような協議がなされたのか、ちょっと私、記憶にないのですが、そのあたりの変更に至った経緯を教えてください。と思えます。

【委員長】

今、〇〇委員から、本日配布しました最終案の12ページに関する部分の変更について、どういった趣旨の変更であるかというご意見を頂きましたが、この点について事務局お願いします。

【事務局】

〇〇委員のご意見はもったもなお話だなというふうに思います。が、前回10月の意見聴取会のときに市長がおみえになったときに、委員長からお話を頂きました。答申案をいただくということは、市長から諮問があって、委員会関係者が集まって協議した結果を答申するというのが通例で、この検討委員会は、市長からの諮問書という正式なものがございません。最初の委員会の市長のあいさつの中で、冒頭でお願いをしたいと、意見を出して下さいということは言われましたけれども、正式な諮問書という形ではできていませんので、結局、検討委員会の中で出来上がってきたもので、市長に対してこのように進めて下さい。というような言い方になると思います。かつ、検討委員会の構成

委員に行政委員が入っています。つまり、市長の組織の中の職員が、参画して検討を重ねてきたものに対して、その結果のものを市長に答申する、お願いするというのは、どうかと市長も言ってみえます。この検討委員会で協議してまとめあげてきたものは、いふならば答申ではなくて、そのもの自体であると考えて受け止めなくてはならないと市長の明確な、心づもりといたしますか、前向きな姿勢を示してみえまして、ですので、当然検討委員会からは、お願いしますという言い方はちょっと難しいかなと考えておりました。ここで、断言的なことばで、開催するという言葉を使わせて頂いているわけです。そういう経過があります。もし、第三者機関みたいな形であれば、お願いしますとの言い方も可能かと思いますが、すでに、この委員会は、行政委員として担当部長や関係部長が入って検討をしておりますので、行政の意思も協議に入っているという考え方になりますので、そういうことでございます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。今の回答でよろしいでしょうか。他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。では、先ほども申し上げましたけれども、2つほどお尋ねいたします。まず、ネーミングの問題ですけれども、事務局の案といたしましては、基本計画という名前になっているわけですけれども、これ以外に何か良いものがある、また、ご意見があればいただければと思いますけれども、如何でしょうか。

よろしいですか。

【委員】

《全員、頷く》

【委員長】

はい、では、事務局に提案して頂きました、答申書を改め、基本計画ということで、市長にはお渡ししたいと思います。それから2番目は、検討事項Vの21ページにあります所謂、駐車場に関する表記に関する話でございますが、括弧書きで、屋根は横並びに自動車10台程度が駐車できる程度のもの、括弧という提案ですけれども、特にこれで誤解を招く、解り難いということがなければ、確かに、これで、前回までの委員会で皆様方から頂いたご意見に沿ったものと思いますので、この修正案の表記を採用したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

【委員】

《全員、頷く》

【委員長】

はい、ありがとうございます。では、21ページの修正案の表記につきましては、こちらのほうを採用したいと思います。

特に、皆様方からのご意見がありませんようでしたら、私から一点お尋ねしたいのですが、資料を頂いて、本日までに事前に事務局に申し上げることができると良かったのですが、前回委員会が一番最後の段階で、この委員会では、施設の設計に関する話を議

論するところでございますが、施設が竣工し、運用が始まったあとで、具体的にどの時期にどういった内容でとまでは解らないけれども、運営、運用に関する第三者評価委員会的な委員会というものを設置していただきたいというのを、私のほうから提案をし、委員の皆様にご了承をさせていただいたと思います。これが、お手元の基本計画の中に組み込まれていない気がしますけれども、恐らくは、基本計画の11ページから始まります10番のその他の事項の(5)くらいになると思いますけれども、そちらのほうに組み込んで頂きたいと思いますが事務局いかがでしょうか。

【事務局】

すみません。その事項につきまして、組み込み忘れをしております。ですので、組み入れます。(5)で、新療育施設の開設後の取り組みというタイトルで組み入れさせて頂きます。新療育施設の開設後に実施される各種事業の評価をする場を設けて、事業の適正実施、事業効果などの評価を行うものとするというような趣旨で記述を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員長】

はい、ありがとうございました。いま、事務局からの提案がございましたけれども、それで、よろしいでしょうか。

【委員】

先ほどの提案がありましたけれども、主語、誰が行うのかを明記していただけますでしょうか。

【委員長】

前回では、私どものほうが第三者評価委員会的なものというぼやかした表現をさせていただきましたけれども、およそ想定されます委員会の主催者といいますか、メンバーといいたいでしょうか、今の段階で明確にお答えいただけるようなものを事務局、お持ちでしょうか。

【事務局】

具体案というのは、持っておりませんが、構想的に考えていきますと、通所利用者、保護者、支援者とかというように思っていますが、具体的にはこの後、来年度の事業検討の中でつっこんだ話をしていくことになると思います。ですので、第三者評価委員会(仮称)として、先ほど申し上げました趣旨を表記させていただいていくことではどうでしょうか。

【委員長】

まだ、具体的にどうこうとは、提案できないけれども、第三者評価委員会(仮称)というような実施主体といいたいでしょうか、名称を入れるという提案があったわけですが、よろしいでしょうか。

【委員】

《全員、了承する。》

【委員長】

はい、ありがとうございました。

他に、最終案につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

はい、では、本日の事項の1番、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画の最終修正について、皆さんにご了承をいただいたものと致します。

次に、続きまして事項書2番、施設整備についての今後の進め方について（報告）でございませうけれども、この報告につきまして、事務局宜しくお願い致します。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、2項目目の施設整備についての今後の進め方についてでございますが、今後の考え方をお示しさせて頂きたいと思っております。資料は用意しておりませんのでご了承下さい。本日の検討委員会でまとめていただきました基本計画につきまして、来週市長に提出していただくことになるわけですが、それを受けまして、その計画を、市の計画として取り込むという意思決定を行う行政的な手続きを行います。手直しをするのではなく、そのままの内容を市の計画として、市の組織として手続きをさせて頂くこととなります。ただ、行政的に必要な部分については、追記をさせて頂く可能性があります。例えば、研修体制をどうするか。人材育成の部分での確保をどうするかなどの取り組みをどうするかという行政的な考え方を組み込みたいと考えています。その上で、基本計画として承認を受けるように手続きを進めていきます。それを受けまして、年をあげまして、いよいよ26年度予算の折衝の段階に入っていきます。一応、この計画では、基本計画を受けて26年度は設計の段階に入りますので、当然、設計に必要な予算の要求をしていくこととなります。それをもって3月議会で承認を受けますと直ちに設計にかかる事務的、行政的な手続きにかかります。26年度は、基本計画をベースに公開設計の募集を行い、審査をしてまいります。そのために審査委員会を設置する必要があり、審査委員会として5人から6人程度の委員構成となり、そこには、ぜひとも正副委員長にご無理を申し上げたいと考えており、そのことについては、また、営繕課との協議も必要となりますので、時期を見て改めてご依頼をいたしますので、ご検討をいただきたいと思いますと考えております。

そして、夏頃までには、設計業者が決まってきました、図面がそのあとに出来てきますが、その頃から、今度は第二期の検討委員会を設置させていただくことになり、そのときは、もう少し少人数の検討委員会となりますが、事業検討と設計内容の確認をいただくことになり、最終的には26年の終わり頃には設計も完成すると思っておりますので、それを受けて工事発注の段取りになると思っております。27年度の早くとも6月、遅くとも9月には、契約についての議会の議決を受けて、本格的に工事という手続きを踏んでいくということに考えています。本日、ご審議いただき、決定いただいた内容が、大元の計画として大変重要なものとなります。

それと、皆さんにお伝えしたいことがもう一つございまして、今日まで6回にわたって検討を重ねて頂きました。この経過につきましては、市のホームページですべて公開しております。今、特別支援学校の建設の関係について、県教育委員会の特別支援教育課というのがあるのですが、その担当者が常にホームページを見ていただいて、何を言っているのか、何を考えているのかということをしつかりと受け止めて頂いているようです。新療育施設は、大変注目をされており、基本計画も当然公開となり、また問い

合わせがあるかと思えます。当然、名簿も公開されておりますので、皆様のところにある時はどんな話だったでしょうかなど、問い合わせがあるかもしれませんが、そういったこれからの動きの中で、多少なりとも今後、皆様にお伺いすることもでてくるのではないかと思います。

以上、事務局より、今後についてお伝えさせていただきます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。事項の2番、施設整備についての今後の進め方についてこれから2年ほどの進行内容について、ご説明をいただきましたけれども、よろしいですか。

議事録を読んで頂きますとおわかりのように、委員の皆様と事務局の方は、委員、事務局となっておりますけれども、委員長と副委員長だけは、委員長、副委員長と書いてありますので、誰がこれをしゃべったかというのは、いちいち書いてあるので、非常に身が引き締まる思いがありますけれども、冗談はおいておきまして、委員の皆様には、本当にこれまで真剣にご議論をしていただき、この基本計画がまとまったわけです。もし、そのような機会がありましたら、この委員会の気といたしましょうか、意欲といたしましょうか、そういったものをお伝えいただければと思います。

以上で、本日の協議事項2点を終わります。続きまして事項書の3番その他の事項に移りたいと思えます。1点用意がございます。事務局説明をお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。

今日で検討委員会の中でもんで頂きました計画を、事務局にて精査、清書といたしますか、作り上げていきます。12月26日午後1時30分から、市長応接室で、委員長、副委員長の手から、市長にこのようにしたので宜しくお願ひしたいということで手渡して頂く日となっております。市長も心なしか楽しみにしてみえるような雰囲気もございますが、また、いろんな意見を聞かせて頂きたいという機会もありそうですので、今後の事業検討の中でもこれをベースにお願ひをしたいと思っておりますけれども、12月26日ということで、宜しくお願ひしたいと思っております。

【委員長】

はい、その他につきまして、最終の会ということで、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

【委員】

今後、人材確保などの課題もあると思えますが、私たちの子どもが通っていた頃と比べると、数段いいものができると思えますし、ぜひ建物に見合った内容になって頂きたいと思えます。そして療育センターは子どもが療育を受ける場ですが、それと同時に、保護者にとっては、障がいと向き合い、受け止め、理解をする場であって、不安とかを解消できる場であってほしいと思えます。現在は、保育園と併用して通えるので、子どもと離れて過ごすこともできる時間もあるので、療育センターは母子の関係をしっかりと築く時間を過ごす場所であってほしいと思えます。そして、どの話し合いの場でもそうですが、繋がりのある支援を皆さん希望してみえます。私自身もそうですが、こんなに

すばらしい療育センターができるわけですから、是非、その後の支援として、生活介護施設、ケアホームなど、繋がりのある支援をしていていただきたいです。生活介護施設の建設は決まっていますが、目に見えて私たちのところに届いてこないの、安心できるように、是非、目に見える形にできるだけ早急にもって行っていただくことを希望いたします。

【委員長】

はい、ありがとうございました。今、〇〇委員がおっしゃったことにつきましては、是非、来週の市長へ基本計画を渡す際に、委員の方の思いとしてお伝えしたいと思いません。

ありがとうございました。他にございませんか。

【委員】

この基本計画とは直接関係ないことと思いますが、先日、県議会の一般質問のほうで療育施設のことが質問されていたと思います。今、松阪市が検討していることとは違いますが、何か大きな施設整備で、金額も60億円ということででていると思えますが、もし、その内容が少しでもわかっていたら教えて頂ければと思います。松阪がこのように丁寧な協議を重ねて計画をしています、県のほうでどのような検討がされてきているのか、だれが、どのような使い方ができるのか、津市にできるということで、どのような計画になっているのか、教えて頂ければと思います。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

今の〇〇委員の質問に、答えられるようでしたら事務局お願いします。

【事務局】

事務局のほうで把握している状況は少ないのですが、今日はお見えになっておりませんが、草の実リハビリセンター所長の二井先生が、これまでの検討委員会のなかでも少しご案内をいただいたことがあったと思いますが、新聞にも出ておりましたが、大里の三重病院のところに、今度、あすなる学園と草の実リハビリテーションセンターを移転して新築をします。三重病院の中にある設備も全部統合しまして、そこに心身に障がいのある子どもたち向けの、あるいは大人向けもあるかわかりませんが、保健医療機関をつくると、それは、福祉型でなく医療型の施設であると、非常に大きな規模で、かつて病院だったのを買収して、県が県立の総合拠点施設を造ると、そのために、あすなると草の実と県の営繕と健康福祉部が集まって、これまで議論がされてきたようです。それが、その結果が県議会へ提出されたようです。そこで松阪市が建設を予定している新療育施設との関連はどうかというと、大いにございまして、あすなるあるいは草の実が移転する際には、それ相応の関連は引き継がれていくと認識しています。ですので、場合によっては、連携しながら専門の先生をお迎えして、講演会、研修会などいろんな形で連携をしていくものと思っております。ですので、ただ、建設にあたっての検討は、各施設の関係者がドクターなり、そういった職員なりが検討しているというのを、もれ聞いておりますが、申し訳ございませんが、そこまでしか、情報を掴んでおりませんが

正直なところでございます。

【委員長】

他にございませんか。

はい、ありがとうございました。

本日の第6回は、施設整備検討委員会の最終回でございます。ひとこと副委員長の安田先生からいただきたいと思います。

【副委員長】

皆さん、5ヶ月間本当にご苦勞様でございました。平成になったときに松阪に来て、二十数年住んでいるのですが、現在は、療育センターの嘱託医をしています。それまでは、実のところ、療育センターがどこにあるのか、どういう規模で、どんな施設なのかも殆ど知らなかったのですが、まだ、いまだに、どのような内容の事業をしているのか、ご存知のないお医者さんはかなりみえると思います。まずは、そこに一番の問題があると思いますので、その部分に関しては、私が今後、新療育センターになるということも併せて、三重県の小児科の先生には、松阪にはこんなのが出来て、こういうことをしているのですよという宣伝だけは、させて頂こうと思います。ですから、皆様も各自のお立場で、この会に関わりあって頂いたのですから、お仲間なり、影響力のある人も含め、こういった考え方を共有して頂くと、あとあと何かと役に立つ場合もございまずので、まわりの方、ご興味のある方、関係される方に、こんなことをして松阪市では、かなり無理をして創ってくれたんだという話をさせていただきたいと思っています。皆様、これが、ここに座らせていただいた私のたった一つの皆様へのお願いです。是非とも宜しく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございました。

これをもちまして、松阪市障がい児療育施設整備検討委員会は、終了ということにさせていただきます。この委員会は、特定秘密保護法に関するどこかの議論とは全く違う、時間ももしかしたらあれより長いのではないのでしょうか。非常に真剣なご意見をいただきまして、本当に委員長としてありがたかったし、嬉しく思っております。一方で、私のつたない運営でいろいろとご迷惑やご不便をおかけしたところがあったかと思いませんけれども、療育施設造って終わりではありません。正にどういうふう運営をしていくのかということが肝心でございますので、是非、今後とも、皆様方には、新しい療育施設に対して厳しい目を向けて頂ければと思います。どうも長い時間ありがとうございました。

以 上